

# 暗号資産に関するトラブルにご注意ください！

平成 29 年 9 月 29 日 公表  
(令和 2 年 4 月 24 日最終更新)

金融庁  
消費者庁  
警察庁

インターネットを通じて電子的に取引される、いわゆる「暗号資産」をめぐるトラブル、暗号資産の交換と関連付けて投資を持ち掛けられたことをめぐるトラブル等についての相談が多数寄せられています。

平成 29 年 4 月に施行された資金決済法の改正に伴い、暗号資産交換業者は金融庁・財務局への登録が義務付けられています。また、令和 2 年 5 月 1 日に施行される資金決済法等の改正法<sup>1</sup>により、暗号資産の売買等を行わず、利用者の暗号資産の管理のみを行う事業者も登録を要することとなりました。暗号資産の管理・取引の際には金融庁・財務局に登録された事業者であるか、また、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか確認するとともに、別添の注意点に気を付けるようにしてください。

加えて、最近寄せられている主な消費生活相談事例を紹介しますので、取引を行うかどうか検討する際や、暗号資産に関する不審な電話、メール、手紙、訪問等に注意していただく際にご活用ください。また、内容に応じて、「困ったときの相談窓口」にご相談ください。

## <困ったときの相談窓口>

《暗号資産を含む金融サービスに関するご相談はこちら》

●金融サービス利用者相談室 0570-016811

平日 10:00-17:00

※IP 電話・PHS からは、03-5251-6811 におかけください。

《不審な電話などを受けたらこちら》

●消費者ホットライン 局番なしの188 (いやや!)

※原則、最寄りの消費生活センターや消費生活相談窓口などをご案内します。

相談できる時間帯は、相談窓口により異なります。

●警察相談専用電話 #9110

又は最寄りの警察署まで

※#9110は、原則、平日の8:30-17:15 (※各都道府県警察本部で異なります。土日祝日・時間外は、24時間受付体制の一部の県警を除き、当直又は音声案内で対応)

<sup>1</sup> 「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)。当該改正法においては、暗号資産のデリバティブ取引等が金融商品取引法において規律されることに係る規定の整備もなされ、暗号資産のデリバティブ取引を行う業者も登録が必要となりました。利用する際には、金融庁・財務局のウェブサイト登録を受けているか確認してください。なお、制度の詳細については、参考資料をご参照ください。

## ＜暗号資産の概要についてはこちらのウェブサイトへ＞

### 《金融庁ウェブサイト》

[https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\\_currency/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency/index.html)

### 《消費者庁ウェブサイト》

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/caution/caution\\_001/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_001/)

## ＜令和元年度に寄せられた消費生活相談の事例＞

### 《暗号資産交換業者に関する相談》

#### 【解約、返金に関するもの】

- 知り合いの人の子供が暗号資産等を購入していたとのこと。その子が死亡したのでどのような手続が必要か知りたい。
- 暗号資産取引所でFX取引をしている。アクセスエラーによりロスカットできなかった。暗号資産取引所に損失分の補償を求めたい。

#### 【システムやセキュリティに関するもの】

- 暗号資産取引のパスワードが使用できなくなりコインが全てなくなっていた。フィッシングサイトにアクセスしたと思う。対処法は。

#### 【事業者の対応に関するもの】

- 暗号資産交換所に預けてあるお金が出金できず困っている。生活資金も預けてあり、出金するよう指導してほしい。
- アカウントを登録した暗号資産取引業者に問合せをした際に、無断で電話番号を取得された。削除にも応じられず納得できない。
- 暗号資産の取引会社に登録。入金手続が遅れもうけ損ねたため退会を申し出たが手数料を請求された。私は悪くないので払いたくない。

#### 【個人情報の悪用に関するもの】

- 暗号資産取引所から口座が開設されたという圧着ハガキが簡易書留で届いた。開設の覚えがない。個人情報が悪用されているのか。

- 暗号資産交換業者から覚えのないメールがあり、登録を完了するため6桁の本人確認コードを30分以内に入力するよう書かれている。
- アダルトサイトの請求を次々受けるうちに個人情報を見つかり、勝手に暗号資産の口座を開設されてしまった。

## 《暗号資産交換業の導入に便乗する詐欺などに関する相談》

- 妻が暗号資産のマルチ取引に誘われ消費者金融から借り入れ取引に参加したが、業者が破産した。利益が得られないまま借金だけが残った。
- 息子は暗号資産を使った投資話のマルチに引っ掛かったようだ。サラ金に借金して出資しているという。どのようにしたらよいか。
- 知り合いに勧められ、海外の会社のICOに投資したが、投資金を運用せず、どこに行ったかわからない。連絡不能になったが、どのように対処すればよいか。
- ネット著名人のサイトがきっかけで暗号資産を購入。運用開始後価値が大幅下落。困難と理解しているが可能なら返金してほしい。
- 一昨年「ボーナスが入る」と知人に勧誘され、暗号資産関連業者に10万円払った。解約・返金希望だが、業者に連絡が取れない。
- 4か月で2.5倍になる暗号資産発行事業の投資を契約。配当も無いし解約しても返金にならず事業者にも連絡がつかない。
- 1年10か月前、ネット広告の仮想通貨投資で30倍の利益があるというので投資した。いつでも返金できるというが返金されない。
- 大手証券会社を名のる男性から「暗号資産取引の件で連絡している。」との電話があったが、関係ないと断ると文句を言われた。

## [参考 日本語のウェブサイトを出していた海外事業者と取引した方向けの留意事項]

- 日本語ウェブサイトを出し、日本人の顧客を誘引していた者のうち、一部事業者においては、日本語ウェブサイトを閉鎖し、日本に居住する日本人との取引を停止するケースも出てきています。海外事業者に関連する取引がある場合、当該取引は、法令に適合していると言いつても、資金決済法に基づく登録がなされている暗号資産交換業者を介した、法令上問題ない取引関係へと速やかに移行していただくようお願いします。

## 暗号資産を利用する際の注意点

- 暗号資産は、日本円やドルなどのように国がその価値を保証している「法定通貨」ではありません。  
インターネット上でやりとりされる電子データです。
- 暗号資産は、価格が変動することがあります。  
暗号資産の価格が急落し、損をする可能性があります。
- 暗号資産交換業者<sup>(※)</sup>は金融庁・財務局への登録が必要です。  
利用する際は登録を受けた事業者か金融庁・財務局のホームページで確認してください。  
(※) 暗号資産と法定通貨の交換や、暗号資産同士の交換を行うサービスを提供する事業者、暗号資産の管理を行う事業者など
- 暗号資産の取引を行う場合、事業者が金融庁・財務局から行政処分を受けているか<sup>(※)</sup>を含め、取引内容やリスク（価格変動リスク、サイバーセキュリティリスク等）について、利用しようとする事業者から説明を受け、十分に理解するようにしてください。  
(※) 金融庁・財務局が行った行政処分については、こちらをご覧ください。  
[https://www.fsa.go.jp/policy/virtual\\_currency02/index.html](https://www.fsa.go.jp/policy/virtual_currency02/index.html)
- 暗号資産交換業者の提供するウォレットで暗号資産を管理する際に、パスワードを設定する場合には、IDと同じものや利用者の名前、電話番号、生年月日等の推測が容易なものを避けるほか、他のウェブサイトと同じID・パスワードの組合せを使用しないなどの対策を講じる必要があります。管理する暗号資産が盗まれるおそれがあります。
- 暗号資産や詐欺的なコインに関する相談が増えています。暗号資産の持つ話題性を利用したり、暗号資産交換業に関する制度改正に便乗したりする詐欺や悪質商法にご注意ください。

### 1. MT GOXの事案について

- ビットコインの売買業務を行っていたMT GOX社について、破産手続が開始（2014年）

### 2. 国際的な議論の状況

- G7エルマウ・サミット首脳宣言（2015年6月）  
「我々は、仮想通貨及びその他の新たな支払手段の適切な規制を含め、全ての金融の流れの透明性拡大を確保するために更なる行動をとる。」
- FATF（金融活動作業部会）ガイダンス（2015年6月）  
各国は、仮想通貨と法定通貨を交換する交換所に対し、登録・免許制を課すとともに、顧客の本人確認義務等のマネーロンダリング・テロ資金供与規制を課すべきである。

### 3. 資金決済法・犯罪収益移転防止法等の改正（2017年4月施行）

- 暗号資産の交換業者に**登録制を導入**
  - ・ 口座開設時における**本人確認等を義務付け**
  - ・ 利用者保護の観点から、一定の**制度的枠組みを整備**  
（最低資本金、顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理 など）

## 暗号資産に係る法制度の整備（2019年法改正）

### 4. 暗号資産を取り巻く環境の変化

顧客の暗号資産の流出事案が発生

暗号資産が投機対象化

事業規模の急拡大の一方で、  
交換業者の態勢整備が不十分

暗号資産を用いた新たな取引が登場  
（証拠金取引、ICO）

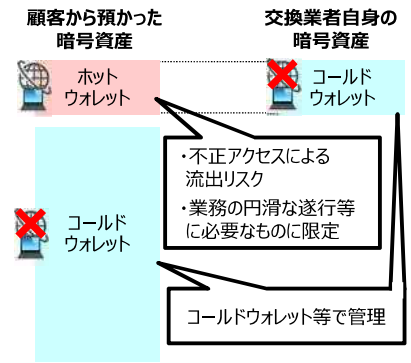
### 5. 資金決済法・金融商品取引法等の改正（2019年6月公布）

- 利用者保護の確保やルールの明確化のための制度整備
- 国際的な動向等を踏まえ、**法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更**

## 2019年法改正の概要① (暗号資産の交換・管理に関する業務への対応)

### 暗号資産の流出リスクへの対応

- 交換業者が顧客から預かっていた暗号資産のうち、ホットウォレット（オンライン）で管理していた暗号資産が流出する事案が複数発生
- 交換業者に対し、業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、**顧客の暗号資産を信頼性の高い方法（コールドウォレット等）で管理することを義務付け**  
 ホットウォレットで管理する顧客の暗号資産については、別途、**見合いの弁済原資（同種・同量の暗号資産）の保持を義務付け**



### 過剰な広告・勧誘への対応

- 交換業者による過剰な表現を用いた広告・勧誘
- **広告・勧誘規制を整備**
  - ・ 虚偽表示・誇大広告の禁止
  - ・ 投機を助長するような広告・勧誘の禁止 など

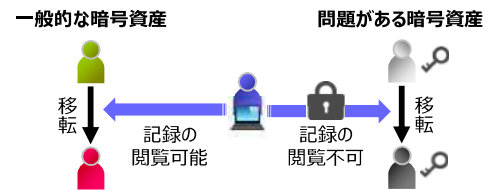
### 暗号資産の管理のみを行う業者への対応

- FATF（マネロン対策等を扱う国際会議）が、暗号資産の管理のみを行う業者（カストディ業者）について、各国協調して規制を課すことを求める勧告を採択〔2018年10月〕
- **カストディ業者に対し、暗号資産交換業規制のうち、暗号資産の管理に関する規制を適用**（本人確認義務、分別管理義務 など）

## 2019年法改正の概要② (暗号資産の取引の適正化等に向けた対応)

### 問題がある暗号資産への対応

- 移転記録が公開されずマネロンに利用されやすいなどの問題がある暗号資産が登場
- **交換業者が取り扱う暗号資産の変更を事前届出とし、問題がないかチェックする仕組みを整備**  
 (注) 交換業者が取り扱う暗号資産を審査する自主規制機関とも連携



### 暗号資産を用いた不正な行為への対応

- 暗号資産の取引において、不当な価格操作等が行われている、との指摘
- 風説の流布・価格操作等の**不正な行為を禁止**



### 暗号資産に関するその他の対応

- 交換業者の倒産時に、**預かっていた暗号資産を顧客に優先的に返還するための規定を整備**

## 2019年法改正の概要③ (暗号資産を用いた新たな取引への対応)

### 暗号資産を用いた証拠金取引への対応

- 国内の暗号資産の取引の約8割を占める証拠金取引について、現状では規制対象外



- 外国為替証拠金取引 (FX取引) と同様に、**金融商品取引法上の規制 (販売・勧誘規制等) を整備**

(例)

レバレッジ倍率  
25倍の場合

顧客→業者  
証拠金  
20万円

取引可能額  
(想定元本)

500万円  
相当の  
暗号資産

### ICO (Initial Coin Offering) への対応

※ICOは、企業等がトークン (電子的な記録・記号) を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称

- 詐欺的な事案も多い等の指摘がある中、ICOに適用されるルールが不明確



- 収益分配を受ける権利が付与されたトークンについて、投資家のリスクや流通性の高さ等を踏まえ、
  - ・ 投資家に対し、**暗号資産を対価としてトークンを発行する行為に金融商品取引法が適用されることを明確化**
  - ・ 株式等と同様に、**発行者による投資家への情報開示の制度やトークンの売買の仲介業者に対する販売・勧誘規制等を整備**

